平成２６年（フ）第８８号
富山県高岡市二上578番地24
債務者　湊　　忠裕
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
富山地方裁判所高岡支部
平成２６年（フ）第８９号
富山県高岡市二上578番地24
債務者　湊　喜久子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
富山地方裁判所高岡支部
平成２６年（フ）第１９０号
山梨県甲斐市島上条784番地２　シティハイム敷島102
債務者　保坂　　文
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第９２号
長野県千曲市大字内川1306番地２　デュオコートＡ―102号室
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所上田支部
平成２６年（フ）第９６号
長野県東御市鞍掛383番地６　メゾンセシボン東部208号
債務者　柏崎志穂子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
長野地方裁判所上田支部
平成２６年（フ）第２８４号
岐阜県美濃市さくらケ丘３丁目１番２号
債務者　水川きくみ
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
岐阜地方裁判所
平成２６年（フ）第４１号
岐阜県可児郡御嵩町上恵土608番地４、前住所愛知県尾張旭市井田町３丁目156番地　百合ヶ丘Ａ―203
債務者　水野　俊彦
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部
平成２６年（フ）第１１７０号
愛知県日進市浅田町茶園１番地23　グローリアス赤池202
債務者　大岩　直範
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１３３号
三重県桑名市大字安永1018番地１　グリーンフォレスト301
債務者　田中　幸夫
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２６年（フ）第１３４号
三重県四日市市赤堀３丁目９番６号
債務者　寺尾　慎司
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２６年（フ）第４１号
滋賀県長浜市桜町216番地20、住民票上の住所滋賀県長浜市唐国町258番地１
債務者　川越　直樹
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係
平成２６年（フ）第５９４号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町52番地
債務者　田中　英樹
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第６０５号
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字釜ノ子29番地365
債務者　屋敷　　華
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第６６２号
京都市山科区西野小柳町41―２　シカタシャンブレットⅠ―601、住民票上の住所京都市伏見区桃山南大島町１番地４　桃山南団地30棟103号
債務者　中村　竜次
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第７１３号
京都府八幡市美濃山宮ノ背77番地の５
債務者　近藤　政樹
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第７３３号
京都府長岡京市野添１丁目17番21号　山田荘102、前住所京都府長岡京市柴の里10番地225
債務者　帆足　弘子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第８４６号
京都市伏見区醍醐中山町21番地２　アメニティ醍醐102、住民票上の住所京都市伏見区醍醐御霊ヶ下町６番地２　メイプルリーフⅡ101号
債務者　荒川　　翼
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係